

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 電気事業会計についてお伺いします。電気事業会計は黒字を堅持していますけれども、決算に当たりその黒字を地域振興積立金や建設改良積立金に積み立て、さらに今回、地域振興積立金を県立野球場の整備に使っているということをお伺いいたしました。一般会計の財政規律が確立しているとは思われない中で、電気事業会計の黒字を埋蔵金のように思いつきの使うのではなくて、一般会計への支出には一定のルールを定めて、電気事業会計の本当のねらいというか、設立目的などに合致した使い方をして、財政健全化を確立すべきではないかと思ひ議論してまいりました。知事としては、こういったことに対してどのようにお考えなのでしょうか。

泉田県知事

◎知事 ご存じのとおりであります。地域振興積立金は公共の福祉の増進に寄与する事業に充てるためのものであります。この趣旨に添いまして、現在、県政の重要施策に関する事業、電気事業・地球温暖化対策の推進に資するクリーンエネルギーをアピールする事業を対象事業としております。今の御質問は、恐らく用途制限をかけなさいということだと思いますが、積立金の用途制限をするということは、政策の優先順位を総合的に判断するなということの意味していると思っています。これは、塩川元財務大臣が発言したことで有名になりましたが、母屋でおかゆをすすり、離れで焼き焼きということになるわけです。どうということかということ、用途制限をかけて特別会計を作っていくと無駄の温床になるわけです。電気事業会計だからといって、電気事業会計に関連するものだけに使いなさいという用途制限をかけるということは、財政全体の政策の優先順位、効率的な財源の使用にむしろブレーキがかかることありますから、本来であれば、特別会計制度というものは設けるべきではないと。すべて一般会計で処理するということが財政論としては筋であると考えております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 私は、母屋でおかゆをすすりという表現は当たっていないのではないかと思います。なぜかということ、一般会計を今まで議論してまいりましたが、わが県の財政分析をしているとストップ・アンド・ゴーが10年の内8回も繰り返されている。地方交付税法第6条の3第2項の違反が合計16年も続いているという、ある意味で財政規律を失った中で、このように今の厳しい財政状況が生まれてきたと思います。むしろ全体として財政規律がなかったことが原因だと私は思います。そのような前提に立つと、一般会計の財政規律を確立する意味でも、今回は地方公共団体の財政の健全化に関する法律が確立して、早期健全化基準あるいは財政再生基準が設けられましたが、一定の破綻(はたん)基準ができただけで、どう財政運営をするのかという目標は依然として立っていません。

そういう面からすると、一般会計も含めて、財政を健全化、規律化していくためには、企業会計には企業会計、電気事業会計には電気事業会計の設立目的があるわけです。それを一生懸命の間確立して、多くの職員が血と汗と涙を流しながらこれまで頑張ってきたからこのような黒字が出ているのです。そして、その目的を達しているのです。そういうことを生かしていくべきではないかと思ひます。そのために一般会計ではなくて企業会計を作っているわけですから、その企業会計の目的に添ったうえで、職員の努力が評価されるべきだと私は思うのです。そういう使い方をすべきだと思います。この場合はエネルギー問題です。これからの地球環境問題も含めて、クリーンエネルギーの開発、製造などいろいろなことが語られている現在ですから、ますます電気事業会計の役割は大きくなっていると思ひます。そういう面で、用途目的をルール化してもいいのではないかと思ひているのです。一般的なことよりも今の地球環境問題などを踏まえれば、ますます電気事業会計の役割は大きくなっていると思ひますので、そういうことを検討する時期に来ているのではないかと思ひますが、知事のお考えをお伺いしたいと思ひます。

泉田県知事

◎知事 先ほども申し上げましたとおり、今、地球温暖化問題が大切だからと。しかし、地球温暖化問題にある程度めどがついて、医療や介護にお金を回したいというときでも地球温暖化問題に回すということになって、時代が変わっても、制度を作ってしまう硬直的になって、そのときに必要な施策の優先順位を縛ってしまうことになるわけです。私も国の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に携わりました。これは職員が苦勞して業界の皆さんを説得して課税の了解を取ったの

だから経済産業省の自由にさせろということで本当にいいのでしょうか。むしろ国全体としての優先順位に必要なお金を充てていくことをしていかなければいけないのではないかという議論が、今、まさに国でなされているときに、わざわざ使途制限をかけて、職員が努力をして集めてきたお金だから、当然全部電気事業関係に使えるという方向で議論を進めるのが妥当なのでしょうか。やはり県民のために必要な事業を大局的に判断して優先順位をつけることができる体制を作るべきではないかと私は思います。

実際に、国が各省庁縦割りであるということに加えて、各局縦割りであるところがすごく問題で、すでに、それぞれの局の要求の中で、来年度予算をどう合わせていくかという思考回路になっているのです。国のこの局の予算を少しこちらに動かしたいという話をして、それではその局がという話が県庁の中でも出てくるという現状があるわけです。本当に必要な事業、優先順位の高い事業はどうかということをもっと多くの県民の皆様の声をお聞きになっている議会、政治主導で優先順位をつけるべきであって、働いてきたところに戻すべきだという議論は、本当の公益に資するのかどうか、私は疑問を感じております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 知事の言うておられることを理解したうえでの議論なのです。特に最近、戦略的な財政目標なり政策目標を国レベルでやっていることも分かります。しかし、財政においては、財政局の都合のいいつじつま合わせのために使われてはいけなと私は基本的に思っています。そういう意味で、それこそ国民を挙げて戦略的に優先順位を決めた目的のために使うのなら理解できますが、今まではそうっていないから、ストップ・アンド・ゴーが10年の内8回も繰り返されているのが県の財政状況があったのだと思います。そういうことからすれば、埋蔵金の活用ということで、随分言われているような扱いで、今回の場合、野球場の整備という形で、思いつきの、単年度のわずかな中で使うという発想よりも、まさに知事が言われている戦略的な視点で使っていけるようにしないと、企業会計からすれば、埋蔵金なんていう扱いをされたのでは、結局、使ってしまうと赤字が増えるだけです。財政がさらに不健全化するわけであり、そういうことからすればマイナス効果になっていくわけです。知事が言われている、本当の意味での県民、国民の最重要なところに戦略的に使っていくことが財政ルールであるべきだと思います。したがって、そういう方向に企業会計の黒字もきちんと対応できるように、ぜひ原則的な考え方をそこに置いていただきたいと思っていますので、具体的な使途についてのルールを、何も電気だけ、クリーンエネルギーだけでという意味ではなくて、ルール化が必要などきにきているのではないかと思いますので、そういった考え方がないのか、もう一度お伺いしたいと思っています。

泉田県知事

◎知事 先ほども答弁申し上げましたとおり、ルールで使途を制限するということは時代の変遷に合わせた優先順位を戦略的に決めるという、財政にとっていちばん望ましくない方向に向かっていくと。やはり優先順位に応じて予算が使えると、すべて一般会計で使っていくと。収入はいろいろあるかもしれない。しかし、支出についてはそのときに必要なものを政策優先順位に従ってつけることができる体制が望ましいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 それは分かっているのです。だからこそ、戦略的にわが県の支出などの目的に従って財政規律をきちんとして、それに合わせて、電気事業ばかりでなくて企業会計全体もルールに従って進めていくという考え方でいいのではないかと思います。例えば今回の場合、野球場の整備事業に使ったようですが、それも県民の福祉かもしれません。しかし、もっと重要なことがたくさんあると私は思います。そういう面で、電気事業を行い黒字を生み出した職員の皆さんの血と汗を生かして、本当によかったという使われ方をするには、やはり財政の戦略的な目的がルールと一致しているべきだと思うのです。そこを県民も納得できるようなスタイルにしていいただきたいということなのです。戦略目的を明確にすればルール化はできると私は思いますので、ぜひそのような方向で検討していただきたいと思っています。

泉田県知事

◎知事 先ほどから申し上げておりますとおり、県政の推進に当たり必要な政策を固定化することな

く、話し合いの中で決めていくことができる体制、こういう制度運用をしていくべきであると考えております。

委員長

○委員長 これにて、付託議案に対する質疑は、すべて終了いたしました。

次に、採決については、12月4日金曜日の本会議の昼食時休憩中にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

なお、各党会派の党議は、採決に間に合うよう御配慮願います。

本日は、これにて散会いたします。